

重要事項説明書

「M o n o 保険（財産補償保険）」に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要：保険の内容のご説明 **注意喚起情報**：特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款または「普通保険約款・特約集」をご覧ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社までお問合せください。

1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の名称と仕組み **契約概要**

①商品の名称

M o n o 保険（財産補償保険）

②商品の仕組み

基本となる補償（普通保険約款）

各種動産を対象とし、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します^{（注1）}。



ご希望によりセットできる主な特約

水災危険補償特約

電氣的・機械的事故補償特約

情報メディア補償特約

冷凍・冷蔵物補償特約

時価補償特約

代位求償権不行使特約

自動的にセットされる主な特約

安定化処置費用補償特約^{（注2）}

お客さまが実際にご契約される補償内容につきましては、セットする特約等により決定されますので、申込書等をご確認のうえお申込みください。

（注1） 保険金をお支払いできない場合として定められている場合を除きます。

（注2） 被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）の場合に自動セットされます。

(2) ご契約の種類および補償内容の概要

① ご契約の種類 **契約概要**

ご契約の種類	補償範囲
特定動産	個々の動産を特定して保険の対象とし、保管中、使用中、輸送中の事故を包括的に補償します。保管場所内で生じた事故による損害のみを補償することもできます。
商品包括	商品・製品等を保険の対象とし、加工中、輸送中、保管中の事故を包括的に補償します。保管場所内で生じた事故による損害のみ、または、輸送中に生じた事故による損害のみを補償することもできます。
貨紙幣類・有価証券	貨紙幣や有価証券等を保険の対象とし、集金中、保管中、輸送中の事故を包括的に補償します。保管場所内で生じた事故による損害のみ、または、輸送中に生じた事故による損害のみを補償することもできます。
テナント	テナント建物入居者等が使用、保管する設備・什器等や商品・製品等の損害を補償します。さらに、事故による店舗の休業損失、オーナーや来客者への賠償責任等を補償することもできます。 ※賠償責任を補償するためには、別途「総合賠償責任補償特約」の付帯が必要です。

② 保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

次のような、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

a. 火災、落雷、破裂・爆発 b. 風災・雹災・雪災 c. 盗難 d. 水ぬれ e. 他物の衝突 f. その他の不測かつ突発的な事故による破損・汚損	など
---	----

③ 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

- a. ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- b. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- c. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、スケールの進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- d. ねずみ食い、虫食い等
- e. 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
- f. 万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。）によって保険の対象である商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- g. 保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類（これらのフィラメント部分のみの場合を含みます。）、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等のバックライト部分、蛍光体部分その他これらに類する画像表示装置のみに生じた損害
- h. 水災によって生じた損害*
- i. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害*
- j. 保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害*
- k. 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害*

※特約をセットすることにより、*マークが付いている損害に対して保険金をお支払いするご契約を締結いただける場合があります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

④保険の対象 契約概要

以下のような各種の動産がこの保険の対象となります。

営業用什器・備品等、商品・製品等、測量機器、建設機械、医療機器、美術品、音響機器、楽器、カメラ、絵画	など
--	----

次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

a. ヨット、モーターボート、水上バイクおよびボート。ただし、商品・製品等に該当するものを除きます。 b. 船舶および航空機 c. 自動車および原動機付自転車。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録、車両番号の指定または登録番号標の交付を受けていないものを除きます。 d. 電車、機関車、ディーゼル車、客車および貨車 e. 海洋構築物 f. 動物および植物	など
--	----

⑤保険金額の設定 契約概要

保険金額は、保険の対象の新価額（再調達価額）に基づいて設定してください。
ただし、保険の対象が商品・製品等^(注1)、貴金属等の場合、または時価補償特約をセットした場合は、保険の対象の時価額に基づいて設定してください。

（注1）ご契約の種類が商品包括の場合は、保険契約締結時に把握可能な最近1年間の平均在庫価額を評価額^(注2)とし、その評価額を保険金額とします。保険契約締結後に在庫価額が変動した場合（被保険者が新たに取得した商品・製品等を含みます。）は、その変動に伴い評価額は自動的に修正されます。

（注2）保険の対象について、保険の対象の価額として弊社とご契約者との間で協定した額をいいます。

※実際にご契約される保険金額については、申込書等にてご確認ください。

⑥お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

損害保険金	a. 保険の対象に生じた損害に対して、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払いします（実損払）。 損害保険金 = 損害の額 - 自己負担額（免責金額） ※損害保険金は、保険金額を限度としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。 ※ご契約の種類が商品包括の場合は、保険金額の3倍または100億円のいずれか低い額を限度として、実際の損害額をお支払いします。 b. 保険金をお支払いする損害の額の基準は、新価額です。ただし、保険の対象が商品・製品等もしくは貴金属等である場合、または時価補償特約をセットした場合については、時価額となります。 c. 保険金をお支払いした場合においても、この保険契約の保険金額は減額することはありません。ただし、損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上となる場合は、保険契約は損害の発生した時に終了します（ご契約の種類が商品包括のときは、この場合であっても保険契約は終了しません。）。
主な費用保険金	次の保険金をお支払いする場合があります。 a. 臨時費用保険金 b. 残存物取片づけ費用保険金 c. 修理付帯費用保険金 など

⑦主な特約の概要

契約概要

水災危険補償特約	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
電氣的・機械的事故補償特約	次のいずれかに該当する事故により、保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 a. 取扱いの拙劣 b. 設計・材質・製作の欠陥 c. ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電氣的現象による事故 d. 機械的事故
時価補償特約	保険金をお支払いする損害の額の基準を、新価額から時価額へと変更します。保険金額が時価額を超える場合は、時価額を限度に保険金をお支払いします。

※ここに記載されていない特約および詳細については、「普通保険約款・特約集」をご覧ください。

⑧保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間	補償の開始	補償の終了
1年および1年未満の短期(注1)	始期日の 午後4時 ^(注2)	満期日の 午後4時

(注1) ご契約の種類がテナントの場合は、保険期間は1年未満の短期および1年から3年までの整数年となります。ご契約の種類が商品包括の場合は、1年のみの取扱いとなります。

(注2) 異なる時刻が申込書等に記載されている場合は、その時刻とします。

⑨補償の重複

注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険の対象、保険金額、保険期間等によって決まります。お客さまが実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。

ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
口座振替・クレジットカード払(携帯電話方式)	○	○
コンビニ払・請求書払	×	○

【現金払の場合】

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、保険証券記載の保険料払込期日までに払込みください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

※第2回目以降の分割保険料について、保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 保険契約申込書などの正確なご記入 注意喚起情報

ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項…申込書等に★印または☆印で示した項目】

- ・保険の対象（名称、型式、用途、仕様、製造番号等）
- ・保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無 など

(2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除） 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、クーリングオフを行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に必ず、弊社宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載のお申出フォームでご通知（8日以内の発信日有効）ください（取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることができません。）。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、下記のご契約などは、クーリングオフを行うことはできません。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などが締結したご契約
- 質権が設定されたご契約

＜ハガキの記載内容＞

表面 [宛先]

☐	〒330-9311
	日新火災海上保険株式会社
	埼玉県さいたま市浦和区上木崎二丁目七番五号

裏面 [記載事項]

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
- ③ご契約を申し込んだ年月日
- ④ご契約を申し込んだ保険契約の内容（保険種類、証券番号・領収証番号）
- ⑤ご契約の取扱代理店・仲立人名

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項 注意喚起情報

ご契約締結後、申込書・保険証券等に☆印で示した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な通知事項…申込書等に☆印で示した項目】

- ・保険の対象の用途または仕様の変更 など

【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

- ・保険の対象の譲渡
- ・転居等によるご連絡先・ご住所などの変更 など

(2) ご契約を解約する場合 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することができます。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

4 その他のご注意事項

(1) お客さま情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ・ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

(3) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があります。

(4) 契約締結に関するその他のご注意事項 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(5) 継続契約

保険金請求状況やリスク状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、引受条件や保険料を変更させていただくことがあります。

(6) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 用語および略称の説明

用語	説明
貴金属等	貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董 ^{どうどう} 、彫刻物その他の美術品をいいます。
ご契約者	ご契約の当事者として、保険契約を締結し保険料をお支払いいただく方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
在庫価額	在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに要する額（ただし、市場流通価額を限度とします。）をいいます。
時価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。また、「保険の対象の価額」とは、保険の対象が貴金属等である場合は、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再作成または再取得するのに要する額（ただし、市場流通価額を限度とします。）をいいます。
自己負担額 （免責金額）	ご契約いただいた保険・特約（オプション）で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
新価額	保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものをいいます。
被保険者	保険契約の補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約条件等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。
保険価額	保険の対象が商品・製品等以外の場合は新価額（時価補償特約をセットした場合は時価額）をいい、保険の対象が商品・製品等もしくは貴金属等の場合は時価額をいいます。
保険金	普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険の対象	保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、ご契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。

<弊社の相談・苦情・連絡窓口>

お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

[受付時間 9:00～17:00（平日）]

<事故のご連絡>

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

[受付時間 24時間・365日]

<ご契約内容に関するご質問やご相談等>

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-718-268**

[受付時間 平日 / 9:00～18:00
土日祝 / 9:00～17:00]

<弊社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）>

… **注意喚起情報**

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料） **0570-022808**

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

[受付時間 9:15～17:00

（土日祝および 12/30～1/4除く）]

 **日新火災海上保険株式会社**

2022年8月作成版

契約種類コード	
コード	契約種類
0 1	特定動産
0 2	商品包括
0 3	貨紙幣類・有価証券
0 4	テナント
0 9	その他

補償範囲コード	
コード	補償範囲
1	国内一円
2	保管中のみ
3	輸送中のみ
4	国内国外

お支払方法コード	
コード	お支払方法
(全部) 2	満返相殺
(一部) 3	

対象コード	
コード	対象区分
0 1	一般動産（太陽光・風力発電設備、ビニールハウス、テント除く）
0 2	貴金属、宝石、美術品
0 3	土木・建設・荷役機械
0 4	光学機器、測量機器
0 5	看板、アンテナ、自動販売機、駐車場精算機、信号機、電柱
0 6	貨紙幣類・有価証券
9 9	その他（太陽光・風力発電設備、ビニールハウス、テントまたは上記のいずれにも該当しない契約）

申込書の「保険料のお支払方法」欄の記載内容によりセットされる特約

特約の詳細は、保険証券および普通保険約款・特約集をご確認ください。

特約名		自動的にセットされる場合
－	保険料分割払特約	「お支払方法回数」欄で「分割12回払」を選択された場合
D M	長期保険保険料一括払特約	「お支払方法回数」欄で「長期一括」を選択された場合
1 Y	初回保険料の払込みに関する特約	「お支払方法・初回保険料」欄で「口座振替」を選択された場合
6 Y		「お支払方法・初回保険料」欄で「クレカ払(携帯)」を選択された場合
7 Y		「お支払方法・初回保険料」欄で「コンビニ払」を選択された場合
8 Y		「お支払方法・初回保険料」欄で「請求書払」を選択された場合
2 M	クレジットカードによる保険料支払に関する特約(登録方式)	「お支払方法・初回保険料」欄で「クレカ払(携帯)」を選択された場合

特約コード

(1) 申込書 2 枚目の特約欄の特約名は略称です。正式名称は次のとおりです。

コード	略称	特約名
D 8	水災	水災危険補償特約
D 9	電氣的・機械的事故	電氣的・機械的事故補償特約
D Q	ブーム単独	ブーム単独損害補償特約
D D	盗難のみ	盗難のみ危険補償特約
D E	火災・落雷・破裂・爆発対象外	火災・落雷・破裂・爆発危険補償対象外特約
D F	風災・雹災・雪災対象外	風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償対象外特約
D G	盗難対象外	盗難危険補償対象外特約
D H	臨時費用対象外	臨時費用保険金補償対象外特約
D J	残存物取片づけ費用対象外	残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約
D K	修理付帯費用対象外	修理付帯費用保険金補償対象外特約
D 1	商品包括	商品在庫品包括契約特約
D 2	貨紙幣類・有価証券	貨紙幣類・有価証券特約
D 3	テナント	テナント特約
D 4	総合賠償	総合賠償責任補償特約
D 5	保管中のみ	保管中のみ危険補償特約
D 6	輸送中のみ	輸送中のみ危険補償特約
D L	時価補償	時価補償特約
D B	情報メディア	情報メディア補償特約
D C	冷凍・冷蔵物	冷凍・冷蔵物補償特約
D N	代位求償権不行使	代位求償権不行使特約

(2) 特約コード (1) 以外の主な特約

コード	特約名
D 7	海外危険補償特約
D A	地震・噴火危険補償特約
D P	商品・製品等の確定精算に関する特約

自動的にセットされる特約

次の特約は「自動的にセットされる場合」の記載内容に合致した場合に自動的にセットされます。

特約名	自動的にセットされる場合
安定化処置費用補償特約	「被保険者区分」欄で「事業者(個人事業主含む)」を選択された場合
共同保険に関する特約	共同保険の場合